

平成25年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県産材活用木造仮設住宅開発整備事業	7,332	2,666	4,666	3,666			3,666	
トータルコスト	9,715千円 (前年度 5,080千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	木造応急仮設住宅の建設による、施工性、コスト、居住性等の検証							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大型地震等による大規模災害の発生に備え、平成24年度に建築関係団体との協働により、県産材を多用した「鳥取県型の木造応急仮設住宅」を開発した。通常時でも多用途に活用できる小住宅としての機能を持たせた当該仮設住宅をモデル的に建設し、その施工性、コスト及び居住性等を検証する。

2 主な事業内容

木造応急仮設住宅の建設費補助

鳥取エコハウスに使用する鳥取県産規格材を活用した、木造応急仮設住宅(6坪タイプ、12坪タイプ)を公共的な施設としてモデル的に建設する市町村等に対し建設費の一部を支援し、施工性、コスト、耐久性及び居住性等を検証する。

○事業費: 7,332千円

○補助率: 県3/4、市町村等1/4

○補助対象事業費: 9,776千円(2タイプ)

・6坪(1DK)プラン: 補助額 2,694千円(3,592千円×3/4)

・12坪(3DK)プラン: 補助額 4,638千円(6,184千円×3/4)

タイプ	住戸形式	床面積
6坪タイプ	1DK	19.9 m ²
12坪タイプ	3DK	39.7 m ²

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成9年度に社団法人プレハブ建築協会(以下「プレ協」という。)と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結。
- ・平成12年の鳥取県西部地震の際は協定に基づき、プレ協の協力を得て応急仮設住宅28戸を建設。
- ・平成17年の智頭町市ノ瀬地区土砂崩落の際には、崩落対策工事が完了し安全が確保されるまでの間の応急仮設住宅4戸を建設し、うち2戸を県産材を使用した木造仮設住宅とした。
- ・平成24年度は建築関係団体、製材関係者による検討会を設け、材料供給、施工体制の検討、木造応急仮設住宅の実施設計及び「県産材活用木造応急仮設住宅供給マニュアル」を作成。
- ・従来のプレ協との災害協定に加え、木造による応急仮設住宅の建設に関する協定を、県内建築関係団体と締結することにより、複数の供給体制を整備、強化することとしている。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住宅政策課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県住生活総合調査事業	10,581	0	10,581	5,656			4,925	
トータルコスト	11,375千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託発注業務、委託業務指導、関係先との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

5年に一度全国的に実施される「住生活総合調査」(昭和35年より継続実施)について、国の委託により県内分の調査を実施すると同時に、本県独自の拡大調査を実施することで、県民の住宅・住生活に関する実態と意識を把握し、今後の住宅政策に反映させる。

2 主な事業内容

(1) 国が実施する住生活総合調査の受託

国が実施する住生活総合調査の鳥取県分調査分について国から受託し、調査票の配布・回収等の業務を行う。

(2) 拡大調査の実施

国実施の調査のみでは県内の状況を把握することは困難であるため、調査世帯数と調査項目を追加し、独自に拡大調査を実施する。

区分	国調査	県拡大調査
調査世帯数	488世帯	4,200世帯
事業費	732千円	9,849千円
調査方法	対象世帯を直接訪問し、調査票を配布・回収する	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 現在の住環境 子育て環境 住み替え、改善の意向・計画 要介護認定状況 世帯の居住費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震性能、環境性能 木造住宅、中古住宅への認識 空き家問題 等

鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	30,826	130,194	△99,368			(財産収入) 30,826		
トータルコスト	31,620千円 (前年度 130,999千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域における被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積立てる。

○平成25年度以降の基金への積立について

・平成24年度で積立額が条例で目途としている20億円に到達したことにより、平成25年度以降の拠出を一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積み立てる。

(鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会により決定)

平成25年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住宅政策課 (内線: 7398)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取エコハウス推進事業	1,213	9,205	△ 7,992	606			607	
トータルコスト	1,213千円 (前年度 14,837千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	鳥取エコハウスの普及推進							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の規格型住宅(プロダクト住宅)の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 主な事業内容

鳥取エコハウス推進協会が行う鳥取エコハウスプロダクト住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。

(単位: 千円)

項目	予算	内 容
フェア展示に係る経費(委託料)	1,213	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を鳥取エコハウス推進協会に委託する。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成21年度に鳥取エコハウス研究会を設置し、鳥取エコハウスの目指すべき家、基本的なルール、県産材の規格化について平成22年度にかけて検討。
- 平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立。
- 当協議会において、鳥取エコハウスを具現化し、主な住宅取得者層である30代に訴求するプロダクト住宅の設計、開発、供給体制の構築及び鳥取エコハウスを含む木造住宅向けの県産材規格材の開発、販売体制の整備に取り組んだ。
- 平成24年度はプロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)を製作し、県内外で開催される住宅フェアなど(木の住まいフェア、エコフェスタ鳥取)でPRするとともに、農林部局と連携し家具などの地場産業者の製品を展示。
- 引き続き、鳥取エコハウスプロダクト住宅の普及に向け、協議会を支援する必要がある。

鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,500			1,500	
トータルコスト	3,794千円 (前年度 3,805千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> CASBEE(建築環境総合性能評価システム)を利用した新築の戸建木造住宅の着工割合3%を目指す。 住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる。 							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力の弱い県内の木造住宅に係る生産者団体の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。

2 主な事業内容

木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等の目的に合致する取組みに対して助成する。

(補助率 1/2)

平成25年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「とっとり匠の技」活用法モデル助成事業	1,563	0	1,563	750			813	
トータルコスト	3,152千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用場を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

(1) 伝統技能活用助成(補助金)

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件: 建築物の改修部分の床面積が7㎡以上かつ伝統技能のうち2種以上を活用するもの

○補助率: 1/2

○補助額: 伝統技能のうち2種以上の活用に係る経費(上限500千円)

○補助対象項目及び補助単価

補助対象項目	補助単価
(1) 建築大工技能士 県産材を使用して、地元の建築大工技能士の手加工により見付面積で7㎡以上造作、仕上げするもの。	13千円/㎡
(2) 左官技能士 木摺り下地、土塗り壁等、地元の左官技能士により見付面積で7㎡以上を仕上げるもの。	15千円/㎡
(3) 建具技能士 地元の建具技能士が作成した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積で3㎡以上使用するもの。	19千円/㎡

(2) リーフレット作成委託

事業者に周知するためのリーフレットの作成(デザイン、版下作成)。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・これまでは、団体活動支援(技能の継承を目的とした研修会、イベント等)及び、「環境にやさしい木の住まい助成事業」により伝統技術活用助成を行ってきた。
- ・住宅着工数の減少、技能士の高齢化に加え、伝統技能を活用した建築物が減少し、技能を発揮できる機会が激減するなど、技能士を取りまく環境が年々厳しくなっている。
- ・伝統技能を活用した改修・模様替えを支援することで、空き店舗などの再生にも寄与する。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費 東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3676）→事業実施：東部生活環境事務所

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	1,500	1,500	0				1,500	
トータルコスト	2,294千円（前年度 2,305千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	地域団体・町との協議、申請書の審査、支払い事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>自然環境が豊かな氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図るため、自然体験活動の充実や夏山開き等四季おりおりの地域活性化事業（兵庫県との連携、広報宣伝活動、イベント等）に係る経費の一部を負担する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金：1,500千円 （費用負担 県1,500千円、若桜町1,500千円、地域団体1,640千円、その他45千円） 【協議会構成】県、若桜町、氷ノ山自然ふれあい館、氷太くん、地元、関係機関</p> <p>わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会では、国定公園の利用促進とあわせ氷ノ山地域の自然環境資源の保護・利活用を中心に取り組み、地域の発展を見据えた地元地域の取組活動の体制強化を進めており、下記事業を中心とした活動をしている。</p> <p>(1) 自然環境啓発・地域活性化事業</p> <p>氷ノ山を活用した圏域関係団体との連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 氷ノ山鉢伏観光協会及び宍粟市の観光関係者など、これまで連携の弱かった兵庫県側との意見交換による検討会の開催や情報共有 夏山開き登山の拡充 既存施設を利用した自然環境の保全・利活用の啓発や体験型イベント等の開催 <p>(2) 調査研究事業</p> <p>地域資源の保護・育成リーダーの養成や関西圏域からの集客に向けたニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 氷ノ山一帯の地域経営の在り方検討ワーキンググループの方針である関西圏域からの集客に向けたニーズ調査を行う。 氷ノ山特有の自然環境や情報を効果的に発信や解説が行える人材の育成 先進地での地域おこしリーダーとの情報交換や視察 <p>(3) 広報宣伝事業</p> <p>従来の利用団体、新規利用者への集客に向けた営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報チラシの作成、ホームページ、テレビCM、キャッチコピーなど新たな広報宣伝活動の模索 受入れ後の活用物としてのガイドブック作成 								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費 東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3675）→事業実施：東部生活環境事務所

4目 環境保全費<地方機関計上予算> (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山国定公園シカ食害防止対策事業	1,419	1,684	△265				1,419	
トータルコスト	3,008千円 (前年度 3,293千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	受託者との連絡調整、関係法令手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 国定公園氷ノ山におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、国定公園氷ノ山の生物多様性保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容 氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ群落を保全するとともに、くくりわな設置によりシカを捕獲・駆除する。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3673）→事業実施：東部生活環境事務所
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然歩道等自然環境活用促進事業	(2,435)	(0)	(2,435)			(2,435)		
※緊急雇用創出事業で一括計上								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し臨時的な雇用機会の創出を図るため、平成24年度11月補正において債務負担行為を設定した震災等緊急雇用対応事業を活用し、平成24年度から継続して自然歩道等自然環境活用促進事業を実施し、優れた自然の風景地の保護と利用の増進、生態系の維持を実現するため、自然歩道、自然環境保全地域等における自然環境保全活動（倒木処理、草刈り、補修（階段、標識、水路等）等）等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>臨時的任用職員により、自然歩道、自然環境保全地域等の保全に必要な以下の業務を行う。</p> <p>(1) 県が管理する自然歩道、探勝路、登山道における自然環境の保全活動</p> <p>(2) 自然環境保全地域等における自然環境の保全活動</p> <p>(3) 良好な自然環境を有する地域における歩道の新設</p> <p>(4) 自然公園内における外来植物の侵入等による自然景観の悪化が顕著なエリアでの自然環境保全活動</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
鳥獣保護区標識設置事業	(1,229)	(0)	(1,229)			(1,229)		
※緊急雇用創出事業で一括計上								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し臨時的な雇用機会の創出を図るため、平成24年度11月補正において債務負担行為を設定した震災等緊急雇用対応事業を活用し、平成24年度から継続して鳥獣保護区標識設置事業を実施し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適正な執行に資するため、風雪による老朽化や破損、新設道路の開通等により明示の必要な箇所が生じた鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域の制札を更新・新設し、適正な管理を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>臨時的任用職員により、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の制札の更新、新規設置に必要な以下の業務を行う。</p> <p>(1) 現地調査</p> <p>(2) 設置場所の地番、所有者の特定</p> <p>(3) 土地所有者の承諾依頼</p> <p>雇用創出人数 1人</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

中部総合事務所生活環境局（電話：0858-23-3276）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然歩道等自然環境活用促進事業	(2,697)	(0)	(2,697)			(2,697)		
※緊急雇用創出事業で一括計上								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し臨時的な雇用機会の創出を図るため、平成24年度11月補正において債務負担行為を設定した震災等緊急雇用対応事業を活用し、平成24年度から継続して自然歩道等自然環境活用促進事業を実施し、長距離自然歩道、自然環境保全地域等における自然環境の活用を促進するため、自然環境保全活動（倒木処理、草刈、補修（階段、標識、水路等）等）等を行う臨時的任用職員を雇用する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県が管理する長距離自然歩道、探勝路、登山道のうち、利用者が多い区間で、通常の維持管理では十分な利便性が確保できない区間における自然環境保全活動 ○自然環境保全地域又はこれに準じる自然環境を有する県有地における自然環境保全活動 ○良好な自然環境を有する地域における歩道の新設 ○自然公園内で外来植物の侵入等による自然景観の悪化が顕著なエリアにおける自然環境保全活動 <p>雇用創出人数 2人</p>								

廃止事業

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東郷池の覆砂効果検証調査事業	0	8,116	△8,116					
トータルコスト	0千円（前年度10,362千円）							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9647）

2項 環境衛生費

→事業実施：西部総合事務所地域振興局

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	264	13,950	△13,686				264	
トータルコスト	1,058千円（前年度 14,755千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	大山駐車場融雪装置の維持管理							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 県立大山駐車場の適正な管理運営を行うため、大山駐車場敷地内の融雪装置の維持管理に要する経費の支出を行う。</p> <p>2 主な事業内容 大山駐車場融雪装置保守点検委託料 264千円</p> <p>(参考) ・大山屋内駐車場の修繕については、平成24年度から3年次計画で行うこととしている。 ・平成25年度実施予定の修繕（屋内駐車場屋上の防水工事等）については、平成24年度2月補正予算（経済対策）で対応する。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山トイレマナーアップキャンペーン事業	1,520	1,520	0				1,520	
トータルコスト	3,903千円（前年度 3,934千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	検討会運営、事業広報、イベント企画実施、関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。								
2 主な事業内容								
(1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進（175千円）								
大山の美しい自然環境を子どもたちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。								
(2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施（1,014千円）								
県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、参加者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。								
(3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施（331千円）								
大山トイレマナーアップキャンペーンを推進するための諸課題や、今後の大山トイレのあり方について検討するため、学識経験者、地元、行政等で構成する検討会を開催する。								
3 これまでの取組状況								
(1) マナーアップキャンペーン								
平成20年9月1日よりスタート								
平成22年6月6日 大山夏山開き祭（山頂祭）でのPR活動（480名にPRカード配布）								
平成23年6月5日 大山夏山開き祭（山頂祭）でのPR活動（500名にPRカード配布）								
平成24年6月2日 大山夏山開き祭（山頂祭）でのPR活動（500名にPRカード配布）								
(2) キャリーダウン・ボランティア								
第1回：平成20年9月28日 参加者 451名 作業量 1.2トン								
第2回：平成21年9月27日 参加者 433名 作業量 1.0トン								
第3回：平成22年9月26日 参加者 301名 作業量 0.6トン								
第4回：平成23年9月11日 参加者 250名 作業量 0.5トン								
第5回：平成24年9月9日 参加者 200名 作業量 0.4トン								
(3) マナーアップ検討会								
第1回：平成21年8月21日								
第2回：平成22年3月18日								
第3回：平成22年6月24日								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営費	30,975	30,764	211				30,975	
トータルコスト	34,153千円（前年度33,982千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業	予算額	内容
委託料	30,760	指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 委託料総額：153,800千円
備品購入	215	AED自動体外式除細動器 1台
計	30,975	

大山自然歴史館等自然保護事業	2,521	2,592	△71			(雑入) 11	2,510	
トータルコスト	5,699千円（前年度2,592千円）[正職員：0.4人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館は、平成24年度から指定管理者制度により運営している。
この指定管理者への指導・調整等の業務に対応するため非常勤職員を1名雇用する。

2 主な事業内容

大山自然歴史館との連絡調整業務、自然保護関係の業務、その他（発送作業、DB入力、雑務等）
事業費 2,521千円
報酬：2,121千円、共済費：338千円
使用料及び賃借料（パソコンリース料）：62千円

平成25年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森保全事業	1,385	3,467	△2,082	500			885	
トータルコスト	2,179千円（前年度4,272千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、協議会の開催、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
事業	予算額	内容						
協議会開催	156	委員報償費、特別旅費						
維持管理	1,229	観察路等の維持管理委託(草刈り等) 営巣環境の整備委託(松食い虫被害木駆除等)						
計	1,385							

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
	うち生活環境部								1目 防災総務費
	2項 企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	4目 土地対策費	6項 防災費			
1目 防災総務費						2目 防災総務費			
1 報酬	497,437	7,450	7,450		2,890	4,252	308		
2 給料	2,887,560	14,724	14,724	14,724					
3 職員手当等	4,351,497	7,420	7,420	7,420					
4 共済費	1,126,780	6,458	6,458	5,400	244	666	148		
5 災害補償費	500								
6 恩給及び退職年金	28,690								
7 貸金	33,195	941	941				941		
8 報償費	208,454	1,819	1,819		1,819				
9 旅費	227,083	4,302	3,834		3,518	260	56	468	468
費用弁償	18,018	665	665		466	151	48		
普通旅費	160,442	2,142	1,674		1,557	109	8	468	468
特別旅費	48,623	1,495	1,495		1,495				
10 交際費	3,750								
11 需用費	603,843	5,020	3,261		2,325	883	53	1,759	1,759
12 役務費	546,355	3,023	2,790		1,943	195	652	233	233
13 委託料	3,424,816	230,231	12,893			258	12,635	217,338	217,338
14 使用料及び賃借料	583,393	1,294	1,294		993	219	82		
15 工事請負費	608,683								
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	316,510	152,593	30			30		152,563	152,563
19 負担金、補助及び交付金	7,679,010	16,451	16,451		10,926	5,515	10		
20 扶助費									
21 貸付金	150,000								
22 補償、補填及び賠償金	2,000								
23 償還金、利子及び割引料	189,300								
24 投資及び出資金	3,000								
25 積立金	225,428								
26 寄附金									
27 公課費	297								
28 繰出金									
予備費									
計	23,697,581	451,726	79,365	27,544	24,658	12,278	14,885	372,361	372,361
財源									
国庫支出金	2,118,794	328,449	1,868				1,868	326,581	326,581
地方債	323,000								
その他	1,437,511	46,340	560		524	20	16	45,780	45,780
一般財源	19,818,276	76,937	76,937	27,544	24,134	12,258	13,001		

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
		1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費		
1	報酬	373,796	5,131	5,131	198	4,933
2	給料	1,553,382	18,405	18,405		18,405
3	職員手当等	874,563	9,275	9,275		9,275
4	共済費	602,382	7,445	7,445		7,445
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金	1,371				
8	報償費	71,466	3,460	3,460	284	3,176
9	旅費	67,678	2,712	2,712	527	2,185
	費用弁償	8,501	181	181	57	124
	普通旅費	35,681	1,799	1,799	285	1,514
	特別旅費	23,496	732	732	185	547
10	交際費					
11	需用費	195,265	4,988	4,988	869	4,119
12	役務費	94,876	4,546	4,546	280	4,266
13	委託料	2,685,582	28,996	28,996		28,996
14	使用料及び賃借料	74,655	1,817	1,817	220	1,597
15	工事請負費	342,802				
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	32,330	20	20		20
19	負担金、補助及び交付金	33,704,828	36,895	36,895	3,417	33,478
20	扶助費	1,743,999				
21	貸付金	38,278	200	200		200
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金	317,677	160	160		160
26	寄附金	1,250				
27	公課費	76				
28	繰出金	2,192				
	予備費					
	計	42,778,448	124,050	124,050	5,795	118,255
財源内訳	国庫支出金	3,151,058				
	地方債	315,000				
	その他	4,377,084	34,558	34,558	1,021	33,537
	一般財源	34,935,306	89,492	89,492	4,774	84,718

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費							
		うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
			1目 公衆衛生総 務費	3目 予防費	6目 衛生環境研 究所費		1目 環境衛生総 務費	
1 報酬	146,065	69,237	23,949		17,975	5,974	45,288	
2 給料	1,439,271	736,200	125,154	125,154			327,609	327,609
3 職員手当等	787,376	377,195	64,198	64,198			169,712	169,712
4 共済費	548,294	280,320	49,662	45,900	2,812	950	126,708	120,150
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金	7,130							
8 報償費	64,109	13,495	694		492	202	12,801	
9 旅費	73,724	29,205	5,254		706	4,548	23,951	
費用弁償	3,299	1,236	195		165	30	1,041	
普通旅費	37,202	17,087	4,354		380	3,974	12,733	
特別旅費	33,223	10,882	705		161	544	10,177	
10 交際費								
11 需用費	261,853	110,296	46,772		3,797	42,975	63,524	
12 役務費	75,085	30,523	5,331		816	4,515	25,192	
13 委託料	1,038,347	586,018	140,150		2,180	137,970	445,868	
14 使用料及び賃借料	80,774	39,661	6,637		2,206	4,431	33,024	
15 工事請負費	35,979	35,979					35,979	
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	185,382	71,671	4,043		188	3,855	67,628	
19 負担金、補助及び交付金	6,709,953	656,585	124		25	99	656,461	
20 扶助費	1,222,873							
21 貸付金	1,000,352							
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積立金	19,785	6,106					6,106	
26 寄附金	30,500							
27 公課費	50							
28 繰出金								
予備費								
計	13,726,902	3,042,491	471,968	235,252	31,197	205,519	2,039,851	617,471
財源								
国庫支出金	1,701,349	221,819	36,894			36,894	184,925	8,623
地方債	12,000							
その他	3,373,965	168,680	1,616		1,489	127	167,064	83,877
一般財源	8,639,588	2,651,992	433,458	235,252	29,708	168,498	1,687,862	524,971

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費				
	うち生活環境部				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	2,276	258	42,754		
2 給料				283,437	283,437
3 職員手当等				143,285	143,285
4 共済費	339		6,219	103,950	103,950
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金					
8 報償費	1,334	94	11,373		
9 旅費	2,596	699	20,656		
費用弁償	52	38	951		
普通旅費	1,880	661	10,192		
特別旅費	664		9,513		
10 交際費					
11 需用費	21,761	1,732	40,031		
12 役務費	4,340	1,162	19,690		
13 委託料	15,252	1,068	429,548		
14 使用料及び賃借料	3,899	818	28,307		
15 工事請負費			35,979		
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	2,470		65,158		
19 負担金、補助及び交付金	1,025	18,650	636,786		
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			6,106		
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	55,292	24,481	1,342,607	530,672	530,672
財源					
内 国庫支出金	2,722	7,925	165,655		
地方債					
内 そ の 他	39,726	3,935	39,526		
訳 一般財源	12,844	12,621	1,137,426	530,672	530,672

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費									
	うち生活環境部									
	1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費				
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費		
1 報酬	358,879	6,858						6,858	6,858	
2 給料	2,488,356	3,681				3,681	3,681			
3 職員手当等	1,260,303	1,855				1,855	1,855			
4 共済費	955,875	2,437				1,350	1,350	1,087	1,087	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	733									
8 報償費	41,927	865						865	865	
9 旅費	102,275	948	292	180	112	150	150	506	506	
費用弁償	3,549									
普通旅費	86,758	703	292	180	112	150	150	261	261	
特別旅費	11,968	245						245	245	
10 交際費										
11 需用費	529,314	7,185	337	50	287	218	218	6,630	6,630	
12 役務費	129,479	1,130	178	130	48	290	290	662	662	
13 委託料	1,362,384	24,299						24,299	24,299	
14 使用料及び賃借料	196,160	2,243	193	140	53	220	220	1,830	1,830	
15 工事請負費	3,156,098									
16 原材料費	2,031									
17 公有財産購入費	12,300									
18 備品購入費	100,412									
19 負担金、補助及び交付金	14,836,867	156,929				151,241	151,241	5,688	5,688	
20 扶助費										
21 貸付金	806,298									
22 補償、補填及び賠償金	57,410									
23 償還金、利子及び割引料	149,611									
24 投資及び出資金	10									
25 積立金	179,860									
26 寄附金										
27 公課費	337									
28 繰出金	283,840									
予備費										
計	27,010,759	208,430	1,000	500	500	159,005	159,005	48,425	48,425	
財源	国庫支出金	4,717,099	81,798	159		159	81,639	81,639		
	地方債	1,517,000								
	その他	6,958,946	4,078	21		21			4,057	4,057
	一般財源	13,817,714	122,554	820	500	320	77,366	77,366	44,368	44,368

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
		2項 工鉱業費			3項 観光費		
			1目 工鉱業総務 費	4目 計量検定費		1目 観光費	
1	報酬	68,380	5,809	1,557	1,557	4,252	4,252
2	給料	404,910	7,362	7,362			
3	職員手当等	204,050	3,710	3,710			
4	共済費	192,154	3,610	2,944	244	666	666
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	貸金						
8	報償費	568,571	1,917	91	91	1,826	1,826
9	旅費	90,844	2,887	700	700	2,187	2,187
	費用弁償	10,977	100			100	100
	普通旅費	47,803	1,250	700	700	550	550
	特別旅費	32,064	1,537			1,537	1,537
10	交際費						
11	需用費	64,057	5,221	900	900	4,321	4,321
12	役務費	43,413	823	573	573	250	250
13	委託料	666,190	36,153			36,153	36,153
14	使用料及び賃借料	124,415	3,410	1,200	1,200	2,210	2,210
15	工事請負費	10,000					
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	2,752	752	752	752		
19	負担金、補助及び交付金	8,246,691	32,498	16	16	32,482	32,482
20	扶助費						
21	貸付金	1,407,656					
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金	2,500					
25	積立金						
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金	21,948					
	予備費						
	計	12,118,531	104,152	19,805	13,772	6,033	84,347
財	国庫支出金	71,804	26,007			26,007	26,007
源	地方債	30,000					
内	その他	1,701,660	2,687	2,667	2,667	20	20
訳	一般財源	10,315,067	75,458	17,138	13,772	3,366	58,320

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	款項目	うち生活環境部							
				1項 土木管理費		5項 都市計画費			
			1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画総務費	3目 公園費		
1	報酬	331,038	38,040	307		307	1,653	1,437	
2	給料	2,020,869	265,032	18,405	18,405		58,896	29,448	29,448
3	職員手当等	1,022,599	133,565	9,275	9,275		29,680	14,840	14,840
4	共済費	790,440	100,883	6,750	6,750		21,600	10,800	10,800
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	貸金	500							
8	報償費	13,737	3,339	437		437	2,812	962	1,778
9	旅費	44,763	6,128	464		464	2,373	1,049	700
	費用弁償	2,532	740	171		171	419	402	
	普通旅費	38,090	4,530	98		98	1,292	647	71
	特別旅費	4,141	858	195		195	662		629
10	交際費								
11	需用費	722,461	63,769	1,347		1,347	4,479	986	2,893
12	役務費	167,293	16,954	114		114	2,800	450	1,229
13	委託料	5,217,625	833,121	8,015		8,015	498,384	18,271	478,204
14	使用料及び賃借料	286,589	27,653	210		210	9,849	400	8,958
15	工事請負費	19,418,803	1,111,884				10,230		10,230
16	原材料費	4,918							
17	公有財産購入費	1,207,300							
18	備品購入費	376,767	8,803	32		32	8,671		8,671
19	負担金、補助及び交付金	8,097,101	1,025,216	73,535		73,535	424,533	19,059	381,370
20	扶助費								
21	貸付金	17,711	17,711						
22	補償、補填及び賠償金	2,023,727	15,205				6,003		6,003
23	償還金、利子及び割引料	3,000							
24	投資及び出資金								
25	積立金	30,826	30,826						
26	寄附金								
27	公課費	6,173							
28	繰出金	3,844	3,844				3,844		
	予備費								
	計	41,808,094	3,701,973	118,891	34,430	84,461	1,085,807	97,702	955,124
財	国庫支出金	12,303,990	614,665	3,393		3,393	3,137	1,080	
源	地方債	12,327,000	167,000						
内	その他	3,184,663	1,192,232	13,932		13,932	46,600	614	45,986
訳	一般財源	13,992,441	1,728,076	101,566	34,430	67,136	1,036,070	96,008	909,138

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費				
	うち生活環境部				
	5項 都市計画費		6項 住宅費		
	4目 下水道費	5目 土地区画整理費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費
1 報酬		216	36,080	27,598	8,482
2 給料			187,731	187,731	
3 職員手当等			94,610	94,610	
4 共済費			72,533	71,205	1,328
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費	72		90		90
9 旅費	607	17	3,291	3,240	51
費用弁償		17	150	150	
普通旅費	574		3,140	3,090	50
特別旅費	33		1		1
10 交際費					
11 需用費	600		57,943	57,993	50
12 役務費	1,121		14,040	14,010	30
13 委託料	166	1,743	326,722	289,355	37,367
14 使用料及び賃借料	491		17,594	17,574	20
15 工事請負費			1,101,654	136,652	965,002
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費			100		100
19 負担金、補助及び交付金	23,784	320	527,148	91,685	435,463
20 扶助費					
21 貸付金			17,711		17,711
22 補償、補填及び賠償金			9,202		9,202
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			30,826		30,826
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金	3,844				
予備費					
計	30,685	2,296	2,497,275	991,553	1,505,722
財源内訳	国庫支出金	2,057	608,135	9,931	598,204
	地方債		167,000		167,000
	その他		1,131,700	672,646	459,054
	一般財源	28,628	2,296	590,440	308,976

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	生活環境部 合計
1 報酬	132,525
2 給料	1,045,404
3 職員手当等	533,020
4 共済費	401,153
5 災害補償費	
6 恩給及び退職年金	
7 貸金	941
8 報償費	24,895
9 旅費	46,182
費用弁償	2,922
普通旅費	27,511
特別旅費	15,749
10 交際費	
11 需用費	196,479
12 役務費	56,999
13 委託料	1,738,818
14 使用料及び賃借料	76,078
15 工事請負費	1,147,863
16 原材料費	
17 公有財産購入費	
18 備品購入費	233,839
19 負担金、補助及び交付金	1,924,574
20 扶助費	
21 貸付金	17,911
22 補償、補填及び賠償金	15,205
23 償還金、利子及び割引料	
24 投資及び出資金	
25 積立金	37,092
26 寄附金	
27 公課費	
28 繰出金	3,844
予備費	
計	7,632,822
財源内訳	
国庫支出金	1,272,738
地方債	167,000
その他	1,448,575
一般財源	4,744,509

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	4人
2目 計画調査費	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	17人
・屋外広告物審議会委員	10人
・非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	10,886
3目 交通対策費	
報 酬・交通事故相談員	2人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	5,515
4目 土地対策費	
報 酬・土地利用審査会委員	7人
・国土利用計画地方審議会委員	12人
負担金、補助及び交付金・全国土地対策連絡協議会負担金	10
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・犯罪被害者等緊急避難場所確保事業費補助金	394
・地域安全フォーラム開催補助金	523
・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金	2,500
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	5人
報 酬・非常勤職員	1人
・不当取引専門指導員	1人
・消費生活審議会委員	15人
負担金、補助及び交付金・中部消費生活センター施設管理費負担金	274
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,204
・消費者団体等活動支援補助金	1,000
・市町村消費者行政活性化交付金	31,000
貸 付 金・訴訟費用貸付金	200
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	160
4款 衛生費	
1項 公衆衛生費	
1目 公衆衛生総務費	
給 料・一般職員	34人
3目 予防費	
報 酬・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	9人
負担金、補助及び交付金・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
6目 衛生環境研究所費	
報 酬・非常勤職員	3人
負担金、補助及び交付金・全国衛生化学技術協議会負担金	15
・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
・全国環境研協議会負担金	46

項	目	金額(千円)等
2項	環境衛生費	
1目	環境衛生総務費	
	給料・一般職員	89人
2目	食品衛生指導費	
	報酬・非常勤職員	1人
	・調理師試験委員	4人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
	負担金、補助及び交付金・社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	978
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目	環境衛生連絡調整費	
	報酬・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	12人
	負担金、補助及び交付金・全国生活衛生関係課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	14,850
	・生活衛生営業振興事業補助金	1,043
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,750
4目	環境保全費	
	報酬・環境審議会委員	30人
	・調停委員	3人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・鳥取砂丘景観保全推進員	1人
	・自然保護監視員	5人
	・非常勤職員	9人
	負担金、補助及び交付金・こどもエコクラブ活動支援補助金	2,400
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・電源立地地域対策交付金	73,708
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	196,000
	・再生可能エネルギー活用事業の事業可能性調査支援補助金	6,000
	・再生可能エネルギー発電事業支援補助金	64,360
	・非住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金	130,000
	・家庭用燃料電池導入促進補助金	6,920
	・家庭用太陽熱温水設備導入補助金	1,600
	・海洋エネルギー資源開発促進補助金	100
	・木質バイオマスの全量活用に関する調査研究補助金	5
	・どっとり環境イニシアティブ推進支援交付金	35,000
	・電気自動車充電設備導入推進補助金	11,000
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	676
	・合併処理浄化槽設置費補助金	16,497
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	2,800
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	29,114
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	7,500
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	5,303
	・Let's4R実践活動推進事業補助金	4,000
	・リサイクルフロンティア推進交付金	35,316
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,250
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・山陰海岸国立公園指定50周年記念事業実行委員会負担金	1,500
	・鳥取県里地里山再生地域モデル事業補助金	300
	・わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500

項 目		金額(千円)等
	積立金・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	6,106
3項	保健所費	
1目	保健所費	
	給料・一般職員	77人
6款	農林水産業費	
3項	農地費	
2目	土地改良費	
	給料・一般職員	1人
	負担金、補助及び交付金・農業集落排水事業費補助金	65,450
	・地域資源循環技術センター負担金	90
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	69,701
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	16,000
4項	林業費	
9目	狩猟費	
	報酬・ツキノワグマ追跡調査員	3人
	・非常勤職員	1人
	負担金、補助及び交付金・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	1,673
	・銃猟者育成支援補助金	4,015
7款	商工費	
2項	工鉱業費	
1目	工鉱業総務費	
	給料・一般職員	2人
4目	計量検定費	
	報酬・非常勤職員	1人
	負担金、補助及び交付金・都道府県計量行政協議会会費	16
3項	観光費	
1目	観光費	
	報酬・非常勤職員	2人
	負担金、補助及び交付金・山陰海岸ジオウォーク補助金	1,500
	・鳥取砂丘検定実行委員会負担金	400
	・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	11,000
	・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	4,582
	・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	15,000
8款	土木費	
1項	土木管理費	
1目	土木総務費	
	給料・一般職員	5人
4目	建築指導費	
	報酬・建築審査会委員	5人
	・建築士審査会委員	5人
	負担金、補助及び交付金・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	24
	・全国建築審査会協議会負担金	48
	・日本建築行政会議負担金	450
	・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
	・伝統建築技能者団体支援事業補助金	4,100
	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	31,730
	・耐震化支援環境整備事業補助金	1,000
	・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	1,965
	・耐震化地域学習会補助金	525
	・バリアフリー環境整備促進事業補助金	500
	・福祉のまちづくり推進事業補助金	4,900
	・空家対策支援事業補助金	10,000
	・全国建具フェア鳥取大会開催支援事業補助金	2,000

項 目		金額(千円)等
	・アスベスト撤去支援事業補助金	16,248
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	8人
報 酬	・都市計画審議会委員	16人
	・開発審査会委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・都市計画図作成業務負担金	18,732
	・財団法人都市計画協会負担金	266
	・社団法人街づくり区画整理協会負担金	61
3目 公園費		
給 料	・一般職員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国都市緑化とっとりフェア実行委員会負担金	359,993
	・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
	・全国都市緑化祭実行委員会負担金	19,877
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・社団法人日本公園緑地協会会費	110
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・日本下水道事業団補助金	1,796
	・湖沼における下水道事業推進協議会負担金	10
	・公共下水道推進基金造成事業補助金	21,978
繰 出 金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	3,844
5目 土地区画整理費		
報 酬	・土地区画整理審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・土地区画整理清算金交付金	320
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	51人
報 酬	・県営住宅家賃納付指導員	6人
	・県営住宅管理人	236人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県街なみ環境整備等促進事業補助金	6,338
	・住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	・下水道・集落排水受益者負担金	236
	・国有資産等所在市町村交付金	84,360
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	731
2目 住宅建設費		
報 酬	・非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県木の住まい建設資金補助金	284,981
	・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,440
	・日本住宅協会負担金	18
	・ケーブルテレビ加入負担金	1,675
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	400
	・水道負担金	2,900
	・電柱移設負担金	3,000
	・あんしん賃貸支援事業補助金	2,200
	・鳥取県産材活用木造仮設住宅開発整備事業補助金	7,332
	・「とっとり匠の技」活用モデル助成事業補助金	1,500
	・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	3,000
	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	115,487
	・住宅新築資金等貸付助成補助金	11,310
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅利子補給金	220
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	8,466
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	9,245
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	30,826

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		特 定 財 源	一 般 財 源		
		期 間	金 額	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
平成25年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	千円 補助金総額6,000千円を 限度として、平成25年 度に交付決定した額か ら平成25年度に交付し た額を差し引いた額			限度額に同じ				限度額に同じ
平成25年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	千円 補助金総額64,360千円 を限度として、平成25年 度に交付決定した額か ら平成25年度に交付し た額を差し引いた額			限度額に同じ				限度額に同じ
平成25年度 地下水流動解析業務委託	14,000			14,000				14,000
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	9,369			9,369				9,369
平成25年度 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館 管理委託	240,750			240,750				240,750
平成25年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園管 理委託	588,825			588,825				588,825
平成25年度 燕趙園管理委託	358,005			358,005				358,005
平成25年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理 委託	1,331,270			1,331,270				1,331,270

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 米子駅前だんだん広場植栽管理 業務委託	688			平成26年度から 平成27年度まで	688					688
平成25年度 第31回全国都市緑化しずおか フェア出展業務委託	750			平成26年度	750					750
平成25年度 ナチュラルガーデンマスター養 成講座開催委託	4,563			平成26年度	4,563					4,563
平成25年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成26年度から 平成35年度まで	6,000					6,000
平成25年度 被災者向け民間賃貸住宅(借上 げ応急仮設住宅)賃借料	986			平成26年度	986					986
平成25年度 公営住宅整備事業費	167,440			平成26年度	167,440	78,654	87,000			1,786
平成25年度 環境にやさしい木の住まい 助成事業補助	補助金総額21,705千円 を限度として、平成25年 度に交付決定した額か ら平成25年度に交付し た額を差し引いた額			平成26年度	限度額に同じ	限度額から 改修に係る 助成分及び JAS製材に 係の上乗せ 助成分を差 し引いた額 0.5を乗じた 額				限度額から改 修に係る助成 分及びJAS製 材に係る上乗 せ助成分を差 引いた額に0.5 を乗じた額に 限度額のうち改 修に係る助成分 に係る上乗せ 及びJAS製材 に係る助成分 に助成分の額を 加えた額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額	左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円		金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成22年度 EVタウン推進事業費	17,820	平成23年度から 平成24年度まで	6,845	10,975				10,975	
平成18年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	329,103	平成19年度から 平成24年度まで	209,502	119,601				119,601	
平成18年度 公共下水道推進基金造成事業費	64,503	平成19年度から 平成24年度まで	41,064	23,439				23,439	
平成19年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	236,240	平成20年度から 平成24年度まで	116,400	119,840				119,840	
平成19年度 公共下水道推進基金造成補助	40,278	平成20年度から 平成24年度まで	15,145	25,133				25,133	
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	98,400	平成21年度から 平成24年度まで	33,200	65,200				65,200	
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	58,274	平成21年度から 平成24年度まで	19,145	39,129				39,129	
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365	平成22年度から 平成24年度まで	5,364	18,001				18,001	
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554	平成22年度から 平成24年度まで	8,057	32,497				32,497	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	15,366	平成23年度から 平成24年度まで	2,702	平成25年度から 平成31年度まで	12,664				12,664
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527	平成23年度から 平成24年度まで	3,532	平成25年度から 平成31年度まで	18,995				18,995
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592	平成24年度	65	平成25年度から 平成32年度まで	527				527
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781	平成24年度	1,438	平成25年度から 平成32年度まで	19,343				19,343
平成24年度 大気測定局日常管理業務委託	6,752			平成25年度から 平成26年度まで	6,752				6,752
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160			平成25年度から 平成33年度まで	11,160				11,160
平成24年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託	3,300			平成25年度から 平成27年度まで	3,300				3,300
平成23年度 鳥取県立大山自然歴史館管理委 託	153,820	平成24年度	30,760	平成25年度から 平成28年度まで	123,060				123,060
平成24年度 米子駅前だんだん広場清掃業務 委託	1,550			平成25年度から 平成26年度まで	1,550				1,550

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成24年度 布勢陸上競技場大会運営システム賃借料	17,640			平成25年度から 平成28年度まで	17,640				17,640
平成23年度 産業廃棄物実態調査業務委託	5,964	平成24年度	1,304	平成25年度から 平成27年度まで	4,660				4,660
平成23年度 不法投棄監視カメラシステム賃借料	5,576	平成24年度	1,372	平成25年度から 平成27年度まで	4,204				4,204
平成24年度 消費生活相談事業費	112,378			平成25年度から 平成28年度まで	112,378			1,197	111,181
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成24年度まで	43,242	平成25年度から 平成36年度まで	64,900				64,900
平成21年度 公営住宅管理システム機器賃借料	8,489	平成22年度から 平成24年度まで	3,105	平成25年度から 平成26年度まで	5,384				5,384
平成24年度 公営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	7,625			平成25年度から 平成27年度まで	7,625			3,854	3,771
平成24年度 公営住宅エレベーター一点検業務 委託	38,732			平成25年度から 平成26年度まで	38,732			38,732	

平成25年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明	
						区分	金額 千円		
1 分担金及び負担金			735,343	720,585	14,758				
	1 負担金		735,343	720,585	14,758				
		1 天神川流域下水道事業費負担金		735,343	720,585	14,758	天神川流域下水道建設事業費負担金	122,205	
							天神川流域下水道管理事業費負担金	613,138	
2 使用料及び手数料			517	517	0				
	1 使用料		517	517	0				
		1 行政財産使用料		517	517	0	1 行政財産使用料	517	
3 国庫支出金			339,610	123,440	216,170				
	1 国庫補助金		339,610	123,440	216,170				
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金		339,610	123,440	216,170	天神川流域下水道事業費国庫補助金	339,610	
4 繰入金			3,844	3,854	△10				
	1 一般会計繰入金		3,844	3,854	△10				
		1 一般会計から繰入		3,844	3,854	△10	1 一般会計から繰入	3,844	
5 繰越金			171,360	76,541	94,819				
	1 繰越金		171,360	76,541	94,819				
		1 繰越金		171,360	76,541	94,819	1 前年度繰越金	171,360	
6 県債			122,000	51,000	71,000				
	1 県債		122,000	51,000	71,000				
		1 天神川流域下水道事業債		122,000	51,000	71,000	1 天神川流域下水道事業債	122,000	建設事業費充当
歳入合計			1,372,674	975,937	396,737				

平成25年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課 (内線: 7402)

1 目 建設事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	582,559	224,409	358,150	339,610	(40,992) 122,000	(負担金) 119,705	1,244	県負担額 42,236
トータルコスト	593,681千円 (前年度 235,673千円) [正職員: 1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。								
単県流域下水道事業費	5,100	5,100	0			(負担金) 2,500	2,600	
トータルコスト	9,072千円 (前年度 9,123千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。								

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7400)

1 目 管理運営費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	223,751	187,559	36,192			(負担金) 51,874 (使用料) 517 (繰越金) 171,360		
トータルコスト	224,278千円 (前年度 192,387千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	施設の点検・調査、汚泥処分、工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
幹線管渠の調査・点検、施設のオーバーホール・修繕工事、汚泥処分委託等、管理運営費に要する経費である。								

平成25年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7400)

2 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金											
業務費	415,962	415,963	△1			415,962												
トータルコスト	417,551千円 (前年度 417,572千円) [正職員: 0.2人]																	
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整																	
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する																	
事業内容の説明																		
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,079,813千円 年度別内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>415,962千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>415,963千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>415,963千円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>415,963千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>415,962千円</td> </tr> </table>									平成21年度	415,962千円	平成22年度	415,963千円	平成23年度	415,963千円	平成24年度	415,963千円	平成25年度	415,962千円
平成21年度	415,962千円																	
平成22年度	415,963千円																	
平成23年度	415,963千円																	
平成24年度	415,963千円																	
平成25年度	415,962千円																	

2 款 公債費

1 項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

1 目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	94,349	89,374	4,975			94,349		
トータルコスト	94,349千円 (前年度 89,374千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

平成25年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

2目 利子

水・大気環境課 (内線：7400)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	37,181	39,512	△2,331			37,181		
トータルコスト	37,181千円 (前年度 39,512千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考		
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金			
職員人件費	13,772	14,020	△248			13,772				
事業内容の説明										
一般職の職員2名分の人件費である。										
区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他 (負担金)	繰入金
流域下水道事業費	流域下水道管理事業費	管理運営費	13,772	2	14,020	2			13,772	

(単位:千円)

節	款 項 目		天神川流域下水道事業特別会計合計					
			1款 流域下水道事業費		2項 流域下水道管理事業費			
			1項 流域下水道建設事業費		1目	1目	2目	
					建設事業費	管理運営費	業 務 費	
1	報 酬							
2	給 料	7,362	7,362			7,362	7,362	
3	職員手当等	3,710	3,710			3,710	3,710	
4	共 済 費	2,700	2,700			2,700	2,700	
8	報 償 費							
9	旅 費	1,025	1,025	485	485	540	540	
10	交 際 費							
11	需 用 費	1,332	1,332	720	720	612	612	
12	役 務 費	1,617	1,617	1,010	1,010	607	607	
13	委 託 料	491,345	491,345	38,420	38,420	452,925	36,963	415,962
14	使用料及び賃借料	2,703	2,703	1,424	1,424	1,279	1,279	
15	工事請負費	723,883	723,883	545,600	545,600	178,283	178,283	
16	原 材 料 費							
17	公有財産購入費							
18	備 品 購 入 費							
19	負担金、補助及び交付金	467	467			467	467	
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	131,530						
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 付 金							
27	公 課 費	5,000	5,000			5,000	5,000	
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	1,372,674	1,241,144	587,659	587,659	653,485	237,523	415,962
財 源 内 訳	国庫支出金	339,610	339,610	339,610	339,610			
	地方債	122,000	122,000	122,000	122,000			
	その他	907,220	775,690	122,205	122,205	653,485	237,523	415,962
	繰入金	3,844	3,844	3,844	3,844			

(単位:千円)

款 項 目		天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
節		1項公債費			
			1目 元 金	2目 利 子	
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	131,530	131,530	94,349	37,181
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
計		131,530	131,530	94,349	37,181
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	131,530	131,530	94,349	37,181
	繰 入 金				

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
給 料	・一般職員	2人
負担金、補助 及び交付金	・日本下水道協会会費	467
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元金		
償還金、利子 及び割引料	・公債元金償還金	94,349
2目 利子		
償還金、利子 及び割引料	・公債利子償還金	37,181

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰 入 金			
						国庫支出金	地方債	その他	繰入金	
平成25年度 中央監視制御設備改築工事	457,680			平成26年度	457,680	302,960	77,000	77,360	360	
平成25年度 天神川流域下水道管理委託	2,823,965			平成26年度から 平成30年度まで	2,823,965			2,823,965		

給与費明細書

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費						合計 (千円)	備考	
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)						共済費 (千円)
本年度	2	7,362	3,546	10,908	2,700	13,608				
前年度	2	7,444	3,580	11,024	2,830	13,854				
比較	0	△ 82	△ 34	△ 116	△ 130	△ 246				
職員手当の内	区分	扶養手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)
	本年度	256	128	1,648	962	228	168	142	2	12
	前年度	258	130	1,666	972	232	170	136	2	14
	比較	△ 2	△ 2	△ 18	△ 10	△ 4	△ 2	6	0	△ 2

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	明 (千円)	備考
給料	△ 82	1 制度改正に伴う増減分	△ 142 (1) 給与改定に伴う減分	△ 142	給与改定の状況(平成25年1月以降適用) 給料月額を1.8%引下げ (医療職給料表(1)を除く)
		2 昇給に伴う増加分	98	98	平均昇給率 1.25%
		3 その他の増減分	△ 38	△ 38	(1) 新陳代謝等に係る減分
職員手当	△ 34	1 制度改正に伴う増減分	△ 52 (1) 管理職手当 (2) 期末・勤勉手当	△ 2 △ 50	管理職手当を1.8%引下げ 給与月額1.8%減に伴う減
		2 その他の増減分	18	18	(1) 新陳代謝等に係る増分

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行	政	職
平成25年1月1日現在	平均給料月額(円)			352,300
	平均給与月額(円)			417,341
	平均年齢(歳)			46.00
平成24年1月1日現在	平均給料月額(円)			344,450
	平均給与月額(円)			398,379
	平均年齢(歳)			45.50

イ 初任給

区	分	行	政	職
高	校			卒 137,100
大	学			卒 169,700
国の制度	高	校		卒 140,100 (133,418)
	大	学		卒 172,200 (163,987)

※国の制度の範囲内の額は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく給与減額支給措置による減額後の額

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成25年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	持 成 比 (%)
平成 2 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高次の知能又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工界給		分		行	職
区	職	員	数	(A)	(A)
本	年	度	職	数	2
			員	数	2
			係	る	
			職	員	
			数	2	
			別	内	
前	年	度	2号給	(A)	
			3号給	(A)	
			4号給	(A)	
			6号給	(A)	
			8号給	(A)	
			比	率	(B)/(A)
前	年	度	職	員	2
			員	数	2
			係	る	
			職	員	
			数	2	
			別	内	
本	年	度	2号給	(A)	
			3号給	(A)	
			4号給	(A)	
			6号給	(A)	
			8号給	(A)	
			比	率	(B)/(A)

才 期末手当・勤続手当

区 分	支 給 期 別		支 給 率 計 (月分)	職 階、職 務の 級 等 による 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
本 年 度	1. 8 5 5	2. 0 4 5	3. 9	有	
前 年 度	1. 8 5 5	2. 0 4 5	3. 9	有	
国 の 制 度	1. 9	2. 0 5	3. 9 5	有	

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区 分	2 0 年 勤 続 の 者 (月分)	2 5 年 勤 続 の 者 (月分)	3 5 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	3 0. 5 5	4 1. 3 4	5 9. 2 8	5 9. 2 8	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2 ~ 2 0 % 加 算)	退 職 手 当 は、基 本 額 と 調 整 額 から 構 成 さ れ、調 整 額 は 給 料 表、職 務 の 級 等 に 応 じ 決 定 さ れ る。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	2 8. 7 8 7 5	3 8. 9 5 5	5 5. 8 6	5 5. 8 6	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2 ~ 2 0 % 加 算)	退 職 手 当 は、基 本 額 と 調 整 額 から 構 成 さ れ、調 整 額 は 給 料 表、職 務 の 級 等 に 応 じ 決 定 さ れ る。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養	手 当	異 なる	配偶者の手当額10,500円
地 域	手 当	異 なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保額措置なし
住 居	手 当	同 じ	
通 勤	手 当	異 なる	自動車等使用者の手当額（通勤距離に依り、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,549,996	1,530,623	122,000	94,349	1,558,274
合 計	1,549,996	1,530,623	122,000	94,349	1,558,274

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取市及び倉吉市に権限移譲している化製場等に関する法律に係る事務のうち、移譲市で未整備であった区域等の基準(実態は鳥取県化製場等に関する法律施行条例に定める基準を適用)について、県条例の基準によることを明確にするため所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 化製場等に関する法律第9条第1項、第2項及び第4項の規定による区域の基準等を条例で定める事務を委譲事務から除外する。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考】 化製場等に関する法律第9条の規定による動物の飼養又は収容の許可等の事務を鳥取市及び倉吉市に権限移譲しているが、両市においては許可が必要な区域の基準等について独自の条例は定めず、県条例(鳥取県化製場等に関する法律施行条例)に基づく基準により事務を行っており、今後も同基準により事務を行う意向であることから、当該基準等について疑義が生じないよう改正を行うもの。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 、第74条第1項及び第2項、 <u>第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） (1)～(48) 略	略	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
略		略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。</u> ） (1)～(7) 略	略	19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
略		(1)～(7) 略	
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県環境影響評価条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の一部改正により、計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置の実施状況の公表の義務付け及び風力発電事業の対象事業への追加が行われたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 事業者は、事業の位置、規模等を選定する計画立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成し、及び公表しなければならないものとする。 (2) 事業者は、事後調査を行ったときは、事後調査報告書を作成した旨を公告し、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。 (3) 環境影響評価の対象事業として、風力発電所の設置及び変更の事業を追加するものとする。 (4) その他所要の規定の整備を行う。 (5) 施行期日等 ア 施行期日は平成25年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>
	<p>【参考】</p> <p>○ 事業の早期(計画立案)段階における環境配慮を図る必要があること及び風力発電事業による騒音などの環境影響が指摘されていること等の理由から、法の対象外事業の手続き等を規定している鳥取県環境影響評価条例においても、法改正と同等の手続きが必要と判断し、所要の改正を行うもの。</p> <p>○ 鳥取県環境影響評価条例の手続きフロー図(概要)</p> <pre> 配慮書の作成 位置・規模等の検討段階で環境保全に配慮する事項をまとめた文書 ↓ 《知事意見》 対象事業の計画策定 ↓ 方法書の作成 環境影響評価(調査・予測・評価)を行う方法等をまとめた文書 ↓ 《知事意見》 環境影響評価の実施(調査・予測・評価) ↓ 準備書の作成 環境影響評価の結果や環境保全措置の内容等をまとめた文書 ↓ 《知事意見》 評価書の作成 準備書に対する意見を踏まえ、必要に応じて修正した文書 ↓ 《知事意見》 評価書の補正・縦覧 → 許認可 → 事業の実施 → 事後調査の実施 → ↓ 事後調査報告書の作成 工事着手後に当該事業の環境影響を把握するために行った調査結果をまとめた文書 </pre> <p>○ 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日について 環境影響評価法の一部を改正する法律のうち、今回の条例の一部改正に対応する事項の施行期日は、平成25年4月1日と定められている。</p>

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>配慮書（第4条の2—第4条の8）</u></p> <p>第4章 <u>方法書（第5条—第10条）</u></p> <p>第5章 <u>環境影響評価の実施等（第11条・第12条）</u></p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 略</p> <p>第10章 略</p> <p>第11章 略</p> <p>第12章 略</p> <p>第13章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして事業の種類ごとに規則で定める地域</p> <p>4・5 略</p> <p>第3章 配慮書</p> <p>（計画段階配慮事項についての検討）</p> <p>第4条の2 <u>事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>準備書の作成前の手続</u></p> <p>第1節 <u>方法書の作成等（第5条—第10条）</u></p> <p>第2節 <u>環境影響評価の実施等（第11条・第12条）</u></p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 略</p> <p>第10章 略</p> <p>第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして別表に掲げる事業の種類ごとに規則で定める地域</p> <p>4・5 略</p> <p>第3章 <u>準備書の作成前の手続</u></p>

「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

第4条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

(配慮書の送付)

第4条の4 事業者は、配慮書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(配慮書についての公告及び縦覧)

第4条の5 事業者は、配慮書を作成したときは、事業実施想定区域における計画段階配慮事項について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第4条の7 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第4条の4に規定する地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の8 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第4章 方法書

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、前条第1項の意見を勘案して、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第4条の3第4号に掲げる事項

(5) 前条第1項の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

(7) 略

(8) その他規則で定める事項

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第7号

第1節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 略

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第4号

に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事項
- (2)～(6) 略
- (7) 事後調査の内容（事後調査を実施しない場合は、その理由）
- (8) 略
- (9) その他規則で定める事項

第7章 評価書

第8章 対象事業の内容の修正等

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第4条の4の規定による配慮書の送付から第25条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第4条の4又は第6条に規定する地域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第4条の3第2号又は第5条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 略

2 略

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査報告書の作成等)

に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第4章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2)～(6) 略
- (7) 事後調査の内容
- (8) 略

第5章 評価書

第6章 対象事業の内容の修正等

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第6条の規定による方法書の送付から第25条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第6条に規定する区域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第5条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 略

2 略

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査報告書の作成等)

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

(事後調査報告書についての公告及び縦覧)

第33条の2 事業者は、事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第10章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第11章 法の対象事業等に係る手続

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき、又は法第10条第1項若しくは法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正等の場合の手続)

第39条 法第3条の9第1項第2号又は第30条第1項第2号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

2 法第2条第3項に規定する第2種事業について法第4条第3項第2号の措置がとられた場合においてその事業が対象事業に該当するときは、法第3条の10第2項の規定により適用する法第3条の2から第3条の9までの規定により行われた配慮書の作成その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

第12章 鳥取県環境影響評価審査会

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

第8章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第9章 法の対象事業等に係る手続

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正の場合の手続)

第39条 法第30条第1項第2号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

第13章 雑則

(勧告及び公表)

第51条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 略

(隣接県の知事との協議)

第52条 知事は、第4条の4若しくは第6条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第4条の8第2項、第10条第2項、第19条第2項及び第22条第2項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第53条 略

2 前項の場合において、第4条の4若しくは第6条に規定する地域又は関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第54条 略

2 第3章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(4) 略

別表（第2条関係）

(1)～(4) 略

第11章 雑則

(勧告及び公表)

第51条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成6年12月鳥取県条例第34号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 略

(隣接県の知事との協議)

第52条 知事は、第6条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第10条第2項、第19条第2項及び第22条第2項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第53条 略

2 前項の場合において、関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第54条 略

2 第3章から第8章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(4) 略

別表（第2条関係）

(1)～(4) 略

<p>(5) <u>水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。）及び風力発電所の設置及び変更の事業</u> (6)～(16) 略</p>	<p>(5) <u>発電所の設置及び変更の事業</u> (6)～(16) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県環境影響評価条例第3章の規定は、この条例の施行の日前に鳥取県環境影響評価条例第7条又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7条の規定による公告を行った事業については、適用しない。
- 3 改正後の鳥取県環境影響評価条例第33条の2の規定は、この条例の施行の日以後に鳥取県環境影響評価条例第25条の規定による公告を行った事業について適用する。

条 例 名 等	鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について		
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 (1) 引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、平成24年度末となっている条例の失効期限を3年間延長する。 (2) 制度の見直しにより変更される助成要件に関して所要の改正を行う。		
	2 概要 (1) 条例の失効期限を平成28年3月31日(現行 平成25年3月31日)まで延長する。 (2) 助成額が加算される環境配慮住宅の要件及び加算額を次のとおり改める。		
	区 分	金 額	
		現 行	改正後
	環境への配慮にかかる性能に関する評価が高いこと。	17万円	5万円
	長期にわたり良好な性能で使用するための措置が講じられていること。		10万円
	建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されていること。		2万円
	(3) 改修助成について県産材の使用量を1立方メートル以上から0.3立方メートル以上に 変更する。 (4) その他所要の規定の整備を行う。 (5) 施行期日等 ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。		

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</p> <p><u>(5) 長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられたものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p><u>(6) 履歴情報保管住宅 建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されるものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p><u>(7) 県産材活用改修等 県産材を0.3立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に該当する県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、当該各号に定める額（当該各号のうち2以上の号に掲げる住宅に該当する県産材活用住宅にあっては、その合計額）を加算した額以下とする。</p> <p>(1) 伝統技術活用住宅 15万円</p> <p>(2) 環境配慮住宅 5万円</p> <p>(3) 長期優良住宅 10万円</p> <p>(4) 履歴情報保管住宅 2万円</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 <u>長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p>(5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に係る県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、<u>それぞれ当該各号に定める額を加算した額以下とする。</u></p> <p>(1) <u>伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれにも該当する住宅 32万円</u></p> <p>(2) <u>伝統技術活用住宅（前号に掲げる住宅を除く。） 15万円</u></p> <p>(3) <u>環境配慮住宅（第1号に掲げる住宅を除く。） 17万円</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>

<p>1 略 (平成22年度における補助金の額の特例)</p> <p>2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>4 略</p>	<p>1 略 (平成22年度における補助金の額の特例)</p> <p>2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>4 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

件名	天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について												
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決 (昭和58年3月3日議決) の一部を変更し、平成25年4月1日から適用することについて、下水道法 (昭和33年法律第79号) 第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更前</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">関係市町</th> <th style="text-align: center;">負担すべき金額</th> <th style="text-align: center;">関係市町</th> <th style="text-align: center;">負担すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町</td> <td style="text-align: center;">排水1立方メートルにつき <u>91円</u></td> <td style="text-align: center;">倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町</td> <td style="text-align: center;">排水1立方メートルにつき <u>93円</u></td> </tr> </tbody> </table>	変更後		変更前		関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートルにつき <u>91円</u>	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートルにつき <u>93円</u>
変更後		変更前											
関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額										
倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートルにつき <u>91円</u>	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートルにつき <u>93円</u>										